

北海道教育大学における研究倫理教育の実施に関する要項

制 定 平成 28 年 2 月 3 日

改正 平成 29 年 1 月 18 日 令和 2 年 2 月 18 日

令和 7 年 2 月 19 日 令和 8 年 3 月 25 日

(目的)

第 1 条 この要項は、北海道教育大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規則(平成 18 年規則第 51 号)第 3 条第 3 項の規程に基づき、研究倫理教育の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項において「職員」、「大学教員」及び「附属学校教員」とは、国立大学法人北海道教育大学職員就業規則(平成 16 年規則第 1 号)第 2 条に規定するものをいう。

2 この要項において「特任教員」及び「特任研究員」とは、国立大学法人北海道教育大学特任職員就業規則(平成 24 年規則第 27 号)第 2 条に規定するものをいう。

(受講対象者)

第 3 条 北海道教育大学における研究倫理教育の受講対象者(以下「受講対象者」という。)は、以下のとおりとする。

- (1) 大学教員
- (2) 附属学校教員のうち、科学研究費助成事業等の公的研究費の申請を行う者又は配分を受ける者
- (3) 特任教員Ⅰ種及びⅡ種のうち、業務に研究を含む者
- (4) 特任研究員
- (5) 第 1 号から第 4 号を除く職員のうち、科学研究費助成事業等の公的研究費の申請を行う者又は配分を受ける者
- (6) 博士後期課程の大学院生
- (7) その他管理責任者が必要と認める者

(研究倫理教育の内容等)

第 4 条 研究倫理教育の内容は、研究者等に求められる倫理規範を十分に修得させるものであり、かつ、研究分野によらない共通のものとする。

2 研究倫理教育において用いる教材は、次の各号に掲げる e-learning 教材とし、最高管理責任者がいずれかを指定する。

- (1) 別表に定める APRINe ラーニングプログラム(以下「eAPRIN」という。)
- (2) 日本学術振興会が作成している研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE])(以下「eL CoRE」という。))

(受講方法等)

第 5 条 前条第 2 項各号のいずれかを受講する者は、次に掲げる条件を満たすことにより、受講を修了したものとみなす。

- (1) eAPRIN 受講者については、受講コースのすべての科目で APRIN が定めるスコア以上を獲得した場合

- (2) eL CoRE 受講者については、各章毎のテストを全問正解した場合
- 2 前項により受講を修了した者は、e-learning 教材から発行が可能となる修了証を印刷し、管理責任者へ提出すること。
 - 3 正当な理由無く、受講期間内に受講を修了しなかった受講対象者には、競争的資金等の申請・使用を認めない。また、学内予算においても、教育研究経費の一切の配分を行わない。受講期間が年度の途中であって、学内予算の配分が完了している場合には、その執行を停止する。
(受講期間等)

第 6 条 受講期間は、原則として、各年度の 4 月から 5 月までのうちの 1 カ月間とする。

- 2 年度途中で採用された職員のうち、受講対象者に該当する者は、当該採用年月から 1 カ月以内に受講を修了すること。ただし、当該採用年月から 1 カ月以内に当該採用年度の末日(以下「当該年度末」という。)を含む場合には、当該年度末までに受講を修了すること。
- 3 受講対象者は、原則として 3 年毎に研究倫理教育を受講することとする。ただし、文部科学省や公的研究費の配分機関等からの通知等により、受講時期を変更する場合がある。

(他機関で受講した研究倫理教育の取扱)

第 7 条 新規採用者等が本学採用前に所属していた研究機関等において、採用年度を含め 3 年度以内に第 4 条第 2 項に定める教材の内容を受講した場合には、本学における研究倫理教育を受講したものとみなす。ただし、e-learning 教材から発行した修了証又は研究機関等が発行する受講証明書を管理責任者へ提出し、確認を受けるものとする。

(学生への研究倫理教育)

第 8 条 研究指導教員(専門職学位課程においては指導教員。以下同じ。)が指導学生に第 4 条第 2 項各号に定める教材を用いて研究倫理教育を受講させることを希望する場合、別記様式により当該学生用の ID の発行を申請することができる。

- 2 研究指導教員は、当該学生の受講管理を行うものとする。
- 3 その他学生への研究倫理教育に関し必要な事項は別に定める。

(雑則)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、研究倫理教育の実施に関して必要な事項は、不正行為等防止計画推進本部会議の審議を経て、最高管理責任者が定める。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 18 日)

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 18 日)

この要項は、令和 2 年 2 月 18 日から施行する。

附 則(令和 7 年 2 月 19 日)

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月25日)

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

[別紙参照]

別記様式(第8条関係)

[別紙参照]

別表（第4条関係）

北海道教育大学における APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）推奨コース

(1) 医学系研究者標準コース（7 単元）

領域	単元
責任ある研究行為：基盤編 (RCR 共通単元)	公的研究費の取扱い
責任ある研究行為：基盤編 (RCR 生命医科学系)	責任ある研究者の行為について
	研究における不正行為
	データの扱い
	共同研究のルール
	オーサーシップ
	盗用とみなされる行為

(2) 理工系研究者標準コース（7 単元）

領域	単元
責任ある研究行為：基盤編 (RCR 共通単元)	公的研究費の取扱い
責任ある研究行為：基盤編 (RCR 理工系)	研究不正
	工学研究におけるデータの管理上の倫理問題
	責任あるオーサーシップ
	理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー（査読）
	理工学分野における共同研究
	研究者・技術者の社会的責任と告発

(3) 人文社会学系研究者標準コース（7 単元）

領域	単元
責任ある研究行為：基盤編 (RCR 共通単元)	公的研究費の取扱い
責任ある研究行為：基盤編 (RCR 人文系)	研究活動における研究不正
	人文学・社会科学分野における盗用
	共同研究とオーサーシップ
	ピア・レビュー（査読）と利益相反
人文学・社会科学と研究の公正性（IHS）	人文学・社会科学分野における研究の質と研究公正性との関係
	人文学・社会科学の学問特性と研究不正

※受講対象者の専門分野等により、上記(1)～(3)のいずれかを選択すること。

別記様式（第8条関係）

年 月 日

管理責任者 殿

申請者

所属：

職位：

氏名：

指導学生の研究倫理教育受講用の ID 発行について（申請）

以下の者に研究倫理教育を受講させたいので、ID の発行を申請いたします。

学籍番号	
氏名	

上記の者について、研究倫理教育の受講を許可し、以下のとおり ID と初期パスワードを発行します。

年 月 日

管理責任者

教材	eAPRIN ・ eL CoRE
ID	
初期パスワード	

〔注意〕 初期パスワードは、初回ログイン後、必ず変更すること。